

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更による入院調整体制の移行に向けた「医療機関等情報支援システム（G-MIS）」の改修等について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

これまでも、新型コロナウイルス感染症患者の入院調整において、関係者間の情報共有が重要であり、地域の実情に応じて地域の関係者間で受入可能病床情報の共有を行う Web システムを構築することが重要である旨お示ししてきたところです。

医療機関等情報支援システム（G-MIS：Gathering Medical Information System（以下「G-MIS」という。））上においても、日々医療機関から報告されている項目のうち、病床の使用状況の共有に資するもの、さらには入院調整にも活用しうる項目について同一都道府県内の関係者間で共有できる仕組み（「地域病床見える化」機能）を、令和4年3月に構築したところです。今般の新型コロナウイルス感染症の位置づけ変更後も、本機能は活用可能であり、都道府県内における空床情報を共有できる情報基盤として、その活用を積極的に検討いただくようお願いしているところです。

入院調整体制の移行に向けた環境整備として、G-MIS に関し、必要となる関係機関への ID 付与や、地域の関係者間で受入可能病床を容易に確認できるよう画面の改修を行うこととしています。その具体的な内容について、下記のとおり整理しましたので、その内容についてご確認いただくとともに、管内の新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関、外来対応医療機関等、後方支援医療機関及びこれらの医療機関の実績等を取りまとめて報告を行う郡市区医師会・都道府県医師会等の関係団体に対して、周知の上、ご対応いただきますようお願いいたします。

なお、円滑な体制構築に資することから、以下の点についてもあわせて関係機関に周知いただきますよう、よろしく願いいたします。

- ・ 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関においては、G-MIS でコロナ入院患者の受入可能病床数及びコロナ入院患者を受け入れた場合の入院患者数の入力を徹底していただきたいこと
- ・ 外来対応医療機関等においても、特に医療機関間で入院調整を行う場合等に G-MIS の本機能を積極的にご活用いただきたいこと

記

1 「地域病床見える化」機能について（別添1参照）

<表示対象の医療機関>

- ・ 自都道府県内の病院
- ・ 自都道府県内の確保病床を有する有床診療所
- ※ 開設直後で、G-MIS ID を所有していない場合などは除きます。
- ※ 確保病床を有さない有床診療所は対象外となっていることについて、あらかじめご了承ください。
- ※ 自都道府県内の情報のみとなっており、他都道府県の情報閲覧できないことについて、あらかじめご了承ください。

<情報共有の対象者（閲覧可能な者）>

都道府県/市区町村、病院、診療所（※）、消防機関（※）、保健所（※）、とりまとめ団体（※）、その他郡市区医師会・都道府県医師会等の関係団体（※）

※ G-MIS ID を所有している場合に限りです。

<G-MIS 改修後の空床情報に関する表示項目>

基本情報

- (1) 市区町村
- (2) 二次医療圏名（二次医療機関コード）
- (3) 医療機関名（医療機関コード）
- (4) 連絡先

搬送先調整に用いる連絡先が代表番号以外にある場合には当該番号、ない場合には代表番号

空床状況、受入状況

- (1) 報告日時
医療機関が日次調査を入力した日時
※ 日次調査は、実績日の翌日 13 時までにご報告いただくものとしています。
- (2) 受入可能病床数
確保病床に限らず、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れ可能な病床数
- (3) うち、重症患者用
(2)のうち、重症患者用の受け入れ可能な病床数
- (4) 回復後患者用
新型コロナウイルス感染症から回復した後、引き続き入院管理が必要な患者を受け入れ可能な病床数
※ (2)～(4)について、
「受け入れ可能な病床」とは、空床である又は入院している患者をすぐに転床させることにより、即時患者を受け入れられる病床のことを指し、既に患者が入院している病床は含みません。

(5) 入院患者数

入院中の新型コロナウイルス感染症患者数

(6) 確保病床数

自都道府県の病床確保計画に位置づけられた、受入要請があれば患者受入を行うことについて都道府県と調整済みの最大の病床数（確保病床を有さない場合には0）

(7) 備考欄

連絡事項（例：院内感染対応中、透析患者用○床、妊婦患者用○床）

※ 画面に掲載され多数の関係者が閲覧することとなるため、患者情報などの個人情報を記載しないでください。

<改修日程について>

- ・ 令和5年4月26日（水）17:00～20:00の日程で、システム改修を行います。
- ・ 改修中は、「地域病床見える化」画面が閲覧者ごとに異なることが想定されます。日次調査、週次調査など、その他の機能は通常とおり使用することが可能です。
- ・ 自都道府県内の確保病床を有する有床診療所の情報が閲覧可能となるのは、令和5年5月8日（月）以降となることについて、あらかじめご了承ください。

2 保健所へのIDの発行等について

- ・ 現状、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い必要となった医療従事者の新規募集を目的として都道府県が事務委任先として指定した保健所の所有するG-MIS IDでは、「地域病床見える化」機能を活用できない状態ですが、本改修後には閲覧可能となります。
- ・ G-MIS IDを所有しておらず、ID発行を希望する保健所の情報を、様式（別添2）に記入し、貴部局でとりまとめた上で、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部医療班宛てに送付をお願いいたします。

3 郡市区医師会・都道府県医師会等の関係団体へのIDの発行等について

- ・ 医療機関の裾野を広げる取組を進めるに当たって、医療機関間の入院調整を効率的に行う観点から、郡市区医師会・都道府県医師会等の関係団体等が委託を受け、本機能を活用し入院調整を行ったり、G-MISを閲覧できない診療所への情報提供を行うなどの取組が考えられます。
- ・ G-MIS IDを所有しておらず、ID発行を希望する関係団体の情報を、とりまとめ団体報告様式（下記（参考）の事務連絡の別紙1）に記入し、貴部局でとりまとめた上で、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部医療班宛てに送付をお願いいたします。

（参考）「「診療・検査医療機関（仮称）」等における「新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（G-MIS）」を用いた受診者数等の報告について」（令和2年10月9日付け事務連絡）

※ 今回、郡市区医師会・都道府県医師会等の関係団体等に対して発行する ID は、医療機関の実績等を取りまとめて報告を行う、とりまとめ団体用のものであることについて、あらかじめご了承ください。（報告画面が表示されますが、とりまとめ団体でない場合には、当該報告は不要です。）

4 外来対応医療機関等への ID の発行等について

- ・ 「外来対応医療機関の指定状況の報告及び「医療機関等情報支援システム（G-MIS）」の ID 付与について」（令和 5 年 3 月 31 日付け事務連絡）をご参照ください。

5 消防機関への ID の発行等について

- ・ 「消防機関における「医療機関等情報支援システム（G-MIS）」の ID 付与について」（令和 5 年 3 月 24 日付け事務連絡）をご参照ください。

6 留意事項

- ・ G-MIS の操作方法について記載した、各種 G-MIS 操作マニュアルの改訂を予定しています。改訂後のマニュアルについては、後日、各都道府県宛に送付の上、厚生労働省 HP 及び G-MIS 上に掲載する予定です。
- ・ ID の発行及び各種連絡事項等については、原則としてメールで行います。「@g-mis.mhlw.go.jp」「@med-login.mhlw.go.jp」及び「@g-mis.net」のドメインからのメール受信ができるよう設定をお願いします。

7 様式の提出先

「厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 医療班」宛
メールアドレス corona-iryoku@mhlw.go.jp

以上